

## 埼玉県70歳雇用確保助成金交付要綱

令和4年4月13日決裁

### (目的)

第1条 県は、シニアが自分の意欲や希望に合わせて働き、共に社会の担い手として活躍できる社会を実現するため、定年後、継続して70歳以上まで働ける制度を導入する企業等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 企業等：埼玉県内に主たる事業所を有する企業、法人又は団体等で法人格を有するものとする。ただし、埼玉県内に従たる事業所のみを有する企業等で、当該従たる事業所が第4条に定める助成事業を実施する権限を有するものを含む。
- 二 正社員：労働契約の期間の定めがなく、雇用形態又は賃金体系等を総合的に勘案し、企業等で正規型の雇用として判断される者で、交付申請日の時点で継続して1年を超えて雇用されている者とする。

### (助成事業者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する企業等とする。

- 一 申請日において、埼玉県内の事業所に勤務する定年に達する前の正社員が1人以上いること。
  - 二 埼玉県内の事業所に勤務する者のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する者がいること。
    - イ 交付申請日の時点の労働協約又は就業規則に継続雇用の定めがない場合：5年以内に定年に達する正社員が1人以上いること。
    - ロ 交付申請日の時点の労働協約又は就業規則に継続雇用の定めがある場合：継続雇用の上限年齢に5年以内に達する定年後の継続雇用者（申請日において、1年を超えて雇用されている者に限る。）が1人以上いること。
  - 三 申請日において、埼玉県70歳雇用推進助成金、埼玉県生涯現役実践助成金又はこの要綱に定める助成金を受給したことがないこと。
  - 四 埼玉県シニア活躍推進宣言企業認定制度実施要領（以下、「宣言企業実施要領」という）により、シニア活躍推進宣言企業の認定を受けている企業等で、宣言企業実施要領第3-1に定める認定基準のうち、(2)～(6)について実施済みの取組が2つ以上あること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は助成を受けることができない。
- 一 第4条に掲げる助成事業と同じ事由により、この要綱に定める助成金と趣旨を同じ

くする国又は他の地方公共団体等が交付する助成金等を受給したことがある企業等  
二 助成事業の実施期間内及び完了後において、次のイからニまでのいずれかに該当する企業等

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

三 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業等

四 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金の滞納がある企業等

五 公序良俗に反する事業を行っている企業等

六 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っている企業等

七 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている企業等

八 交付申請日の時点で、労働関係法令違反がある企業等

九 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人

十 その他県が適当でないとした企業等

（助成事業）

第4条 助成を受けようとする企業等は、就業規則を作成又は改正し、企業等が定める基準に該当する者を70歳以上まで継続雇用する制度を導入するものとする。ただし、交付決定の日から第13条に定める実績報告書の提出の日までの間に就業規則の作成又は改正及び労働基準監督署への届出を行うことを要する。

（交付額の算定方法）

第5条 この助成金の交付基準額は、30万円とする。

2 交付額は、予算の範囲内で、前項に定める額に1を下回る率を乗じたものとしてすることができる。

（交付の条件）

第6条 この助成金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

一 助成事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- 二 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 四 助成事業完了後5年が経過するまでは、定年年齢を引き下げるなど、助成事業を下回る措置を行ってはならない。
- 五 前号により付した条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(申請手続)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第二号から第五号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(助成事業の着手及び遂行)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、交付決定の後でなければ助成事業に着手することができない。

(変更申請手続)

第10条 この助成金の交付決定後に助成事業の内容を変更をするときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第4号の通知書を交付するものとする。

(中止等申請手続)

第11条 この助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく助成事業の中止又は廃止の申請を承認したときは、様式第6号の通知書を交付するものとする。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、知事の要求があったときは、助成事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合も含む）後15日以内又は3月1日のいずれか早い期日までに、前項の実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 前2項に定める実績報告書には、労働基準監督署に届け出た、改正後の就業規則の写しを添付するものとする。

(助成金の額の確定の通知)

第14条 規則第14条の規定による助成金の額の確定は、様式第8号により行うものとする。

(助成金の支払)

第15条 助成金の支払は精算払によるものとする。助成事業者は、補助金の交付を請求するときは、様式第9号の請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 知事は、助成事業実施期間中に、助成事業者が助成金の受給に関し不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第14条の助成金額確定通知又は第15条の請求による助成金の交付を行った後においても、適用があるものとする。

3 規則で定める補助金等の返還、加算金及び延滞金は第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項が生じた場合には、その都度、別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

2 埼玉県生涯現役実践助成金交付要綱（平成29年3月28日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。